

機関番号：33901

研究種目：基盤研究（C）

研究期間：2008～2010

課題番号：20530428

研究課題名（和文）

日米監査市場の構造変化に関する実態分析—特にわが国監査市場の分析—

研究課題名（英文）

Research study about auditing markets between USA and Japan

研究代表者

盛田 良久 (MORITA YOSHIHISA)

愛知大学・経営学部・教授

研究者番号：20088727

研究成果の概要（和文）：

ミクロ経済学の理論によれば、商品の価格は商品に対する需要曲線と供給曲線の交点で決まるといふ。監査は無形の商品であるがゆえに、監査サービスの価格（監査報酬）と供給量の決定にも、ミクロ経済学の理論を適用できる。

我が国では2008年は、新しい法定監査制度（財務諸表監査と内部統制監査）が始まった監査元年である。今後の監査論研究は、新制度のもとで始めなければならない。監査報酬と被監査報酬を中心に、実態分析を試みた。

研究成果の概要（英文）：

According to micro economics, the cross price of goods is decided by the point at which the supply curve and demand curve. This theory may also apply to the determination of the Auditing fees, although auditing is an invisible good.

The new Japanese statutory auditing system for financial statements and internal controls, started with the2008 fiscal year. Future auditing research will be based on this new system. The purpose of the paper is to analyze the determination of the 2008-2010 audit fee using the corporate annual reports submitted to Financial Service Agency.

交付決定額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2008年度	1,000,000	300,000	1,300,000
2009年度	700,000	210,000	910,000
2010年度	600,000	180,000	780,000
総計	2,300,000	690,000	2,990,000

研究分野：監査論

科研費の分科・細目：経営学・会計学

キーワード：監査報酬、被監査報酬、金融商品取引法監査、会計不祥事、財務諸表監査、内部統制監査、四半期レビュー

1. 研究開始当初の背景

我が国の法定監査制度は、海外（エンロン事件など）および国内の企業不祥事（カネボウ事件など）の影響を受けて、あらたに、金融商品取引法における内部統制監査と四半期レビューの法定化、会社法における内部統制構築の法的義務化により、大きな転換点を経るに至った。また、これらの事件に対する社会的制裁によって、日米両国において大手監査法人が消滅した。

従来、我が国の法定監査は、戦後約50年間、財務諸表の監査を中心に展開してきた。転換点前後、我が国監査市場に如何なる変化が現れているのか。法定監査は被監査会社から支払われる監査報酬の範囲内で実施される。本研究課題は、監査報酬および非監査報酬の変化を中心にして我が国監査市場の実態分析を実施する。なお、実態分析には、相当のコストと研究時間がかかるため、監査論の分野では研究成果の公表は多くはない。

ただ、最近では日本公認会計士協会の研究支援を受けて、監査報酬についての研究成果が公表されつつある。監査報酬の受け手側の組織的支援を受けた研究では、研究の客観性に疑念をいだかれるリスクがある。科研費であれば、研究の中立性は確保できると信じる。科研費を申請したのは、研究にこの客観性を付与するためであった。

2. 研究の目的

我が国の法定監査制度は、企業についていえば、金融商品取引法監査と会社法監査に分けられる。会社法監査は被監査会社数が多いとはいえ、社会的影響が大きいのは、金融商品取引法監査であろう。金融商品取引法監査は金融庁の管理下にあり、その実数は3,900社である。この実態の解明を本学所蔵のEOL TOWER SERVICEとEDINETを手掛かりに監査報酬等について実施した。会社法監査による監査報酬等も研究対象として考えられるが、情報の入手が困難と考えられる。申請当初からこれは実施しないことにした。

さて、具体的には、2009年3月決算前後で我が国の法定監査は、分けることができる。2010年3月決算は、財務諸表の監査に加えて内部統制監査の制度化2年目であり、それを含めることにより今後の動向も提言した。

今後の監査研究は、2010年3月決算を踏まえて実施する必要がある。その理由は、簡単であり、2009年3月決算が監査元年といえるからである。

3. 研究の方法

本研究課題は、2008年3月～2010年3月

に法定監査を受けなければならない上場会社の有価証券報告書のコーポレート・ガバナンスの部を本学所蔵のEOL TOWER SERVICE利用して、印刷した。そして、コーポレート・ガバナンスの部に記載されている監査報酬および非監査報酬などの情報をデータベースに入力し構築して、上場取引所別、被監査会社別、監査法人別に分けて分析した。被監査会社の中には、SEC(アメリカ証券取引委員会)会計基準の適用も受ける日本を代表する大手企業(35社)もあるため、これは分けて、実態解明に誤解が生じないように配慮して分析した。SEC会計基準適用会社は東証1部に上昇しているが、企業規模が異なるためである。

また、我が国上場会社は、国内および国内子会社を連結して企業の経営状況を公開しているため、我が国の監査法人と連携している海外ネットワーク会計事務所の監査も受けている。これは、重要な海外子会社の監査報酬を開示するという規定になっているため、研究を進める上で悩ましい問題を生じさせることになった。

4. 研究成果

監査報酬の分析を中心に研究を進めたが、監査サービスに対する需要が主に内部統制監査の制度化により、右上方向へ大きくシフトした。

下記の主な発表論文から明らかのように、監査報酬を中心にいくつかの作業を実施した。つまり、研究の媒体が我が国上場会社の有価証券報告書であるがゆえに、複数の項目を追加・抽出すれば、多くの監査実態を知ることができるからである。

● ゴーイング・コンサーン開示状況調査

今回、3年間の科研費の獲得に成功したが、過去に、申請者はゴーイング・コンサーン問題でも科研費(2004-2007,基盤研究C)による支援を受けた。この研究成果を基礎にして、2003-2008年の状況をまとめ、あらたにゴーイング・コンサーン会社での監査人の交代について2年間の分析を試みた。

ゴーイング・コンサーンと監査人の交代との関係は、ゴーイング・コンサーン情報の開示と監査意見との関係にもとめられる。規定上、ゴーイング・コンサーン情報の注記開示は被監査会社の責任で行われ、監査人は注記開示の十分性について意見を述べる構造になっている。ゴーイング・コンサーン情報の注記開示は被監査会社には公表したくない情報であり、監査人との間で意見が対立、それは監査人の交代となって表れることもある。

成果は、下記の5の⑥に掲載した。

●監査報酬の分析

すでに、申請者は『内部統制監査に対する準備状況』週刊経営財務（週刊経営財務 2007年11月19日号 No.2845 査読なし46～49頁）で調査結果を公表した。それを基礎にして、2008-2010年の調査を実施した。ただ、研究費が十分ではなかったため、最初は、3月決算会社全部(2,746社)であったが、研究最終年度では東証上場会社（1部、2部、マザーズ計1,738社）範囲を縮小せざるを得なかった。成果は5の①、②と⑤に掲載した。

本申請研究課題は、この問題であるため、2010年3月決算の調査結果の概要を紹介する。

- ① 調査対象会社は1,738社である
- ② SEC会計基準適用会社は35社であるが、監査報酬の最大は42億円(三菱UFJ)、最少は5,100万円、平均は10.2億円、中央値は7億円であった
- ③ 東証1部3月決算会社は1,297社、最大は18億円、最少は1,150万円、平均は8,485万円、中央値は5,100万円であった。
- ④ 非監査業務については、SEC会計基準適用会社の66%、東証1部上場会社の18%、東証2部上場会社の7%、マザーズ会社の14%受けていた。
- ⑤ 非監査報酬の金額について、かなりのばらつきがみられた（金額については⑤の論文参照）
- ⑥ 非監査業務の内容についても調査を行ったが、IFRS対応業務、コンフォートレター作成業務、内部統制構築助言業務、デューデリジェンスへと続く。
- ⑦ 監査法人別分析も大手、準大手、中小の監査法人に分けて、分析を行った。東証1部と東証2部では監査法人の市場支配が異なっていることも判明した。東証1部での大手の支配は79%、東証2部では66%であった。この原因は被監査会社の規模と関連すると思われるが、今後の課題である。
- ⑧ 1社当たりの大手監査法人の監査報酬の多寡は、あずさ(11,305万円)、新日本(8,730万円)、トーマツ(8,203万円)へと続くことも判明した。
- ⑨ 前年度の監査報酬の監査法人別分析も行った。あずさ(4.9%減)、新日本(1.5%減)、トーマツ(2.6%増)、非監査報酬については、あずさ(37%減)、新日本(25%増)、トーマツ(56%減)であり、監査市場は、右上がりの状況から、我が国監査市場は厳しい競争状況に入ったといえることができる。

●内部統制報告制度についての調査

この制度の中身の研究は、監査報酬の上昇理由が内部統制監査の導入のためであったとはいえ、申請当時予定していないものであった。研究者間の意見交換の席上で、蟹江章（北大大学院）教授が内部統制報告制度で科研費による研究を進めていることが判明した。同氏と共同で内部統制報告制度の実態と問題点の把握に努めた。成果は5の③と④に掲載した。

研究成果は広く社会の人々に知ってもらうために、下記5.の商業会計雑誌に投稿し受理された。ただ、査閲は受けていない。

この問題について現在、日本公認会計士協会の研究支援を受けて、4名の研究者による研究成果が公表されつつあると1.で指摘したが、この研究課題は複数者による共同研究でのみ十分な成果の公表ができると実感した。これが反省点である。

5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕（計6件）

- ①盛田良久 監査市場の実態分析 企業会計 2011年5月号 63巻5号 査読なし81～86頁
- ②盛田良久 監査報酬の開示—平成21年3月決算 週刊経営財務 2009年10月12日号 No.2937 査読なし37～41頁
- ③蟹江章・盛田良久 内部統制報告制度の実態と課題 企業会計 2009年10月号 61巻10号 査読なし74～81頁
- ④盛田良久・蟹江章 内部統制報告制度の実態分析 週刊経営財務 2009年8月3日号 No.2929 査読なし40～46頁
- ⑤盛田良久 上場会社の監査報酬—東証1部の場合 週刊経営財務 2009年2月9日号 No.2905 査読なし46～51頁
- ⑥盛田良久 ゴーイング・コンサーン開示状況調査— 週刊経営財務 2008年11月24日号 No.2895 査読なし52～57頁

6. 研究組織

(1) 研究代表者

盛田 良久 (MORITA YOSHIHISA)

愛知大学・経営学部・教授

研究者番号：20088727